

8 会議の要旨

書記（大内）	<p>おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第1回尾張旭市固定資産評価審査委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、御多忙のところ出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>開会にあたり、固定資産評価員でもあります若杉総務部長より御挨拶を申し上げます。</p>
総務部長（若杉）	<挨拶>
書記（大内）	<p>部長につきましては他の公務がございますので、ここで退席をいたします。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議題に入ります前に、委員の選任の御報告をさせていただきます。</p> <p>長江建二（ながえけんじ）委員が、本年3月31日をもって任期満了となり、3月議会で同意を得て、野村孝二（のむらこうじ）委員が選任されました。野村委員から一言、挨拶をお願いします。</p>
野村委員	<挨拶>
書記（大内）	<p>野村委員の任期につきましては、令和4年4月1日から、令和7年3月31日までの3年間でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>本委員会は、傍聴規程に基づき、会議を公開することとなっております。</p> <p>なお、本日につきましては傍聴人はおりません。</p> <p>それでは、早速議題に入らせていただきます。</p> <p>ここからの進行は委員長職務代理者の房崎委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
房崎委員	それでは、議題の「(1)委員長の選任について」、事務局から説明をお願いします。
書記（林）	<p>昨年度委員長に選任されました長江委員の退任に伴い、現在は房崎委員に委員長職務代理者として、委員長の職務を代行していただいておりますので、はじめに委員長を決めていただきたいと思います。</p> <p>尾張旭市固定資産評価審査委員会規程第2条の規定により、委員長は委員の互選で定めることとなっており、審査に当たっては、審査長を務めていただくこととなります。また、任期は本日から1年間となります。</p> <p>委員長を決めたいと思いますが、どなたかいかがでしょ</p>

	うか。
田島委員	これまでの慣例で、前年度の職務代理者を務めていただいた方に、委員長に就任いただいていますので、このまま房崎委員にお願いしてはどうでしょうか。
書記（大内）	野村委員は、いかがでしょうか。
野村委員	慣例どおりで良いと思います。どうぞよろしくお願いたします。
書記（大内）	ただ今「房崎委員に」とのお声がありましたが、よろしいでしょうか。
房崎委員	はい、お受けします。
書記（大内）	それでは、房崎昭義（ふさぎきあきよし）委員に次期委員長を務めていただきます。 どうぞよろしくお願いたします。
房崎委員長	次に、議題の「(2)委員長職務代理者の指定について」ですが、職務代理者は、委員長があらかじめ指定することになっていますので、次期委員長の私から指名させていただきます。 職務代理者は、田島委員にお願いいたします。よろしくお願いたします。 次に議題の「(3)令和4年度審査申出状況について」、事務局から説明をお願いします。
書記（林）	それでは、「(3)令和4年度審査申出状況について」説明いたします。 資料1をご覧ください。 審査申出できる期間は、地方税法第432条第1項の規定により、課税台帳に価格等の登録をした旨の公示の日、これは令和4年3月31日でございますが、この日から納税通知書の交付を受けた日後3か月経過する日まででございます。 納税通知書の発送日は4月1日でありまして、通常であれば遅くとも4月7日までは郵便が到達しているものと考えられますので、4月7日の翌日から起算して3か月が経過する7月7日までが審査申出期間となりますが、この期間中に審査申出はございませんでした。 今後、固定資産の価格等の修正等の例外の可能性はありますが、今年度における審査申出の可能性は極めて低いものと考えております。 令和4年度審査申出状況についての説明は以上でございます。

房崎委員長	事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、何かご質問等はございませんか。
質問なし	
房崎委員長	<p>それでは、全ての議題が終了しましたので、次第の2「その他」に移ります。</p> <p>まず、税務課から「令和4年度土地・家屋評価状況」について、説明をお願いします。</p>
税務課長	<p>税務課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本市ではここ数年、審査申出のない状況が続いておりまして、今年度につきましても、先ほど説明がございましたとおり、審査申出はございませんでした。</p> <p>資料2「令和4年度土地・家屋評価状況」といたしまして、土地の地目別、また家屋の区分別の推移を令和3年度と比較する形で資料を作成いたしました。</p> <p>それではお手元の資料につきまして、課長補佐の名谷から御説明させていただきます。</p>
税務課長補佐 (名谷)	<p>税務課課長補佐の名谷でございます。</p> <p>それでは、皆様のお手元でございます資料2「令和4年度土地・家屋評価状況」についてご説明いたします。</p> <p>先ほど課長から説明のありましたとおり、毎年県に報告しております概要調書をもとに、土地家屋の各項目に関する推移の資料の説明を行います。</p> <p>まず、最初に調定額の推移ですが、土地の固定資産税は令和3年度が約21億6,500万円に対しまして、令和4年度が約21億8,700万円となっており、約2,200万円の増額となっております。</p> <p>これは、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響による地価の下落が続いてはいるものの、下落幅は弱く、一方で商業地等を中心とした宅地化が進んだことが要因と思われまます。また令和3年度に行われた税額の据え置き措置が令和4年度はなくなり、一部を除いて通常の負担調整措置がとられたことも影響していると思われまます。</p> <p>家屋の固定資産税ですが、令和3年度が約20億9,000万円に対しまして、令和4年度が約21億8,800万円となっており、約9,800万円の増額となっております。</p>

	<p>これは、昨年度新型コロナウイルスの感染症対策の一つとして、事業用家屋の課税特例として、減免措置が施されていたものが終了したこと、及び新增築家屋の増額分によるものです。</p> <p>次に土地の地目別の推移についてですが、こちらでは地目ごとの地積と評価額の推移が記載されております。</p> <p>地積と評価額の数値につきましては、資料のとおりですが、主な変更があったものとしたしまして、市街化区域の田が増加しております。これは、渋川町にあります生産緑地が解除された影響によります。そして雑種地が増加しておりますのは稲葉町の環境事業センター跡地周辺で行われております三菱電機(株)の工場予定地の造成が影響しております。</p> <p>次に家屋区分別推移ですが、こちらは木造、非木造別に床面積と決定価格の推移が記載されております。</p> <p>木造、非木造とも評価対象となる家屋が増えていますことから、床面積、決定価格とも増加しております。</p> <p>最後に新增築家屋の家屋区分別推移でございますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、新築住宅の着工件数が伸びなかったことから、木造、非木造とも令和3年度と比較して減少いたしております。</p> <p>私からの説明につきましては以上となります。</p>
房崎委員長	説明が終わりました。何かご質問等はございませんか。
野村委員	<p>物価や人件費の高騰による固定資産税への影響の見込みについてお聞かせください。</p> <p>また、新增築家屋が減少しているとのことですが、今年の見込み等が分かれば教えていただけませんかでしょうか。</p>
税務課家屋償却係長（荒木）	<p>家屋については、次の評価替えの年度が令和6年度になります。これから国で検討されて令和6年度の評価基準が決定されるのが令和5年の秋以降となりますので、その頃には影響がはっきりしてくるのではないかと思います。</p> <p>また、実際の建築の状況については、税務課でも情報収集をしているところではありますが、今年度も昨年度と同様に推移していくと見込んでいます。</p>
田島委員	事業用の家屋について、令和3年度に課税標準の特例がりましたが、まだコロナも続いておりますので、継続

	し、一般用居宅にも適用されるという動きはありませんか。
税務課家屋償却係長（荒木）	今のところ、課税標準の特例が延長、拡大されるという話は聞いておりません。
房崎委員長	他には何かありますか。
他の発言がないことを確認	
房崎委員長	それでは、本日の日程が全て終了しました。以上で委員会を閉会します。

委員長 房崎 昭 義
 委員 田 島 敬 二
 委員 野 村 孝 二

議事録作成者（書記）

廣 村 栄 美